令和2年7月 31 日 産業部商工振興課 ☎0823-25-3307

小規模企業者応援給付金(市単独事業) 一新型コロナウイルス対策一 制度の拡充及び申請期限の延長

6月4日から運用中の標題の制度につきまして、次のとおり情報提供しますので、広報いただきますようお願いします。

1 制度の拡充

従来は、確定申告書上の事業収入が、給与収入よりも多い事業者であることを対象要件の1つとしていました。この度、業務委託契約に基づく収入を、税務上の給与所得又は雑所得として確定申告されている方(フリーランス)についても、新たに制度の対象とします。

※本内容は、国の持続化給付金の対象要件の拡充内容を参考としています。

2 申請期限の延長

当該制度の利用を促進するため、次のとおり申請期間を延長します。

新:令和2年9月11日(金)まで 旧:令和2年8月11日(火)まで

小規模企業者の皆様へ制度の拡充等



呉市 小規模企業者 応援給付金



呉市 応援給付金

検索。

6/4~9/11(金)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者の 事業継続を応援するため、呉市独自の給付金を支給します。 ★確定申告書上の事業収入以外の収入がある業務委託契 約者を新たに対象とするとともに、申請期限を延長しました。

対象者 次の①~③の全てを満たす方

※ 定義は裏面

- ①呉市内に本社、本店または主たる事業所を有する小規模企業者※(個人事業主…住民登録または納税地が市内)
- ②令和2年5月31日までに開業
- ③令和2年2月から6月までのうち、任意の月の事業収入が前年同月比で20%以上減少(比較できない場合、特例の措置あり)

給付額

10万円

※1事業者1回限り

申請

『申請書、誓約書、確定申告書の写し・月間収入・本人確認書類・通帳の写しなど』を提出(9/11締切・消印有効)



■郵送先 ■ 〒737-0045

呉市本通4丁目9番7号 呉本通4丁目ビル2F NTM(株)内 呉市 小規模企業者 応援給付金センター

感染症の拡大防止のため、

・
大での提出にご協力ください。

お問い合わせ 《平日》 9:00-17:00

- ①コールセンター **0120-803-828**
- ②相談専用窓口 呉市役所1階
 - ※感染症の拡大防止のため、できる限り① をご利用ください。

小規模企業者の定義(個人事業主を含みます)



産業 ※1

- ●情報通信業^{★1}
- ●卸売業、小売業
- ●不動産業、物品賃貸業^{★2}
- ●学術研究、専門・技術サービス業
- ●宿泊業、飲食サービス業
- ●生活関連サービス業、娯楽業^{★3}
- ●教育、学習支援業
- ●医療、福祉
- ●複合サービス事業
- ●サービス業(他に分類されないもの)

★・・・・次の業種は20人以下

- ★1 電気通信業、インターネットサービス業など新聞・出版業など
- ★2 建物・土地売買業、不動産賃貸業など
- ★3 旅行業



従業員数 ※2

5人以下

上記以外(★1・2・3を含む)



20人以下

- ※1 日本標準産業分類
- ※2 中小企業基本法上の【常時使用する従業員数】

<u>パートや</u>アルバイトなどを含みます。

ただし、事業主や専従者(家族)、フルタイムの従業員(社員など)と 比較して労働時間が3/4以下の方を除きます。

対象外

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)又は有限責任事業組合、宗教上の組織もしくは団体、政治団体、性風俗関連特殊営業等を行う事業者

- ◆「小規模企業者」とは、中小企業基本法 第2条 第5項 に基づいています。
- ◆「常時使用する従業員数」とは、労働基準法 第20条 に基づいています。